

# 大分県報

平成二十八年  
第二七七三号  
四月二十二日

（金曜日）

## 目次

規 則  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正……………一

告 示  
土地改良区の定款変更認可（二件）……………一  
道路区域の変更（二件）……………二  
道路の供用開始……………二

### 公安委員会告示

猟銃安全指導委員の委嘱……………三  
少年指導委員の委嘱……………四  
地域交通安全活動推進委員の委嘱……………四

### 病院局訓令

大分県病院局事務決裁規程の一部改正……………四

### 公 告

土地改良区の役員の就任……………四  
土地改良区連合の役員の就任……………五  
競争入札参加者の資格に関する公示……………五  
一般競争入札の実施……………六  
落札者等の公示……………八

## ○規 則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月二十二日

### 大分県規則第七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十八年大分県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第三十二条第一項」の下に「の規定による届出」を、「及び」の下に「政令」を加え、「規定による届出」を「申請」に改める。

第十二条第二項中「第六十三条第一項」を「第六十三条」に、「同項第二号」を「同条第二号」に改める。

第十九号様式中「医師、医業従事者の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の次に「医師、医業従事者の品質の確保等に関する法律」を加える。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## ○告 示

### 大分県告示第二百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

平成二十八年四月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名

所 在 地

認可年月日

世利川井路土地改良区

大分市

平二八・四・一一

### 大分県告示第二百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

平成二十八年四月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名

所 在 地

認可年月日

平成二十八年四月二十二日

大分県報（規則・告示）

真玉町土地改良区

豊後高田市

平二八・四・一二

大分県告示第二百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十二日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員 メートル	延長 メートル
		後	前		
一般国道二一七号	佐伯市中村南町一〇一四三番六地先から 佐伯市城下東町九八二番二まで	後	前	二五・〇 一四・〇	二七・〇
		後	前	五一・五 一五・二	三二七・〇
一般国道三八八号	佐伯市蒲江大字畑野浦字ウ戸二〇九二番一五から 佐伯市蒲江大字畑野浦字ウ戸二〇九二番一三まで	後	前	一〇三・五 一五・二	三二七・〇
		後	前	四・六 四・二	三二二・二
県道三重弥生線	佐伯市本匠大字山部字小津留二七九八番二地先から 佐伯市本匠大字山部字小津留二八一七番三まで	後	前	一〇・一 四・二	三二二・二
		後	前		

大分県告示第二百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十二日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
		後	前			
県道鳥越湯布院線	宇佐市安心院町釜ノ口字 実盛一六七三番一五から 宇佐市安心院町釜ノ口字 実盛一六七三番一まで	後	前	二二・五 一六・四	三三三・二	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	A	二一・五 一六・四	四〇・〇	
大分県告示第二百七十号	大分県告示第二百七十号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、平成二十八年四月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成二十八年四月二十二日	後	前	二二・五 一六・四	三三三・二	大分県知事 広瀬勝貞
		B	A	二一・五 一六・四	四〇・〇	
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日				
一般国道二二七号	佐伯市中村南町一〇一四三番六地先から 佐伯市城下東町九八二番二まで					

一般国道三八八号	佐伯市蒲江大字畑野浦字ウ戸二〇九二番一五から 佐伯市蒲江大字畑野浦字ウ戸二〇九二番一三まで	平二八・四・二二
県道赤木吹原佐伯線	佐伯市大字長谷字迫七二八三番地先から 佐伯市大字長谷字田湖前七五六五番三まで	
	佐伯市大字長谷字高下五八一一番地先から 佐伯市大字長谷字野添六九一四番地先まで	

## ○公安委員会告示

### 大分県公安委員会告示第39号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第28条の2第1項の規定により、次のとおり猟銃安全指導委員を委嘱した。

平成28年 4月22日

大分県公安委員会委員長 石 田 敦 子

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
三澤博文		
宿利知秀	大分市荷揚町5番6号 大分中央警察署	大分中央警察署の管轄区域
鳥越和善		
池田俊秋		
藤野幸一	大分市三佐五丁目2番23号 大分東警察署	大分東警察署の管轄区域
矢野和一		
姫野康二		
加藤浩二		
野口光男	大分市大字横瀬2212番地1 大分南警察署	大分南警察署の管轄区域
但馬邦雄		
葛城孝一		
後藤清秀		
草牧信彦		

保 良	保 良	別府市田の湯町13番13号 別府警察署	別府警察署の管轄区域
牧 藤 勝 良	速見郡日出町大字藤原字友田2277番地2 杵築日出警察署	杵築日出警察署の管轄区域	
合 原 英 一	国東市国東町鶴川48番地1 国東警察署	国東警察署の管轄区域	
能 瀬 良 治	豊後高田市是永町32番地1 豊後高田警察署	豊後高田警察署の管轄区域	
小 野 常 夫			
爲 家 勝 徳			
市 場 勝 彦			
樋 田 貞 夫	宇佐市大字上田1010番地の1 宇佐警察署	宇佐警察署の管轄区域	
野 畑 佑 昌			
加 藤 義 人			
富 永 亮 一	中津市中央町一丁目2番10号 中津警察署	中津警察署の管轄区域	
竹 本 喜 好			
宇 都 宮 喜 昭			
藤 本 勝 美	玖珠郡玖珠町大字塚脇467番地 玖珠警察署	玖珠警察署の管轄区域	
松 尾 健 広			
小 幡 益 広			
秋 好 純 一	日田市田島二丁目8番1号 日田警察署	日田警察署の管轄区域	
臼 木 佳 生			
大 賀 福 雄			
河 津 敏 光			
神 田 定 義	竹田市大字拝田原221番地 竹田警察署	竹田警察署の管轄区域	
高 木 忠 規			
佐 用 一 幸			
佐 保 文 教	豊後大野市三重町内田1196番地 豊後大野警察署	豊後大野警察署の管轄区域	
十 時 義 孝			
森 本 一 男			
矢 野 一 郎			

平成二十八年四月二十二日

大分県庁（告示・公安委員会告示）

山下 建二	佐伯市大字鶴望2825番地 4	佐伯警察署の管轄区域
五十川 覺	佐伯市大字鶴望2825番地 4	佐伯警察署の管轄区域
清藤 定幸		
安倍 光		
川野 初男	臼杵市大字臼杵72番地の61	臼杵津久見警察署の管轄区域
正國 和孝	臼杵市大字臼杵72番地の61	臼杵津久見警察署の管轄区域
三重野 浩光		

大分県公安委員会告示第40号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、次のとおり少年指導委員を委嘱した。

平成28年 4月22日

大分県公安委員会委員長 石 田 敦 子

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
江上 育代	大分市荷揚町5番6号 大分中央警察署	大分中央警察署の管轄区域
佐藤 久美	大分市三佐五丁目2番23号 大分東警察署	大分東警察署の管轄区域
中村 守明	大分市大字横瀬2212番地 1 大分南警察署	大分南警察署の管轄区域
尾崎 善代	大分市大字横瀬2212番地 1 大分南警察署	大分南警察署の管轄区域
永尾 福康		
佐野 満子	別府市田の湯町13番13号 別府警察署	別府警察署の管轄区域
岡田 賢二		
高橋 昌彦	宇佐市大字上田1010番地の1 宇佐警察署	宇佐警察署の管轄区域
北 哲二	中津市中央町一丁目2番10号 中津警察署	中津警察署の管轄区域
太田 芳則	玖珠郡玖珠町大字塚脇467番地 玖珠警察署	玖珠警察署の管轄区域
河野 孝文	玖珠郡玖珠町大字塚脇467番地 玖珠警察署	玖珠警察署の管轄区域
池内 晴一	竹田市大字坪田原221番地 竹田警察署	竹田警察署の管轄区域
藤田 喜八郎	臼杵市大字臼杵72番地の61 臼杵津久見警察署	臼杵津久見警察署の管轄区域

大分県公安委員会告示第41号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり地域交通安全活動推進委員を委嘱した。

平成28年 4月22日

大分県公安委員会委員長 石 田 敦 子

氏 名	住 所	活 動 区 域
岡村 忠生	臼杵市中市浜14組	臼杵津久見警察署の管轄区域

○病院局訓令

大分県病院局訓令第六号

本 局 病 院

大分県病院局事務決裁規程（平成二十三年大分県病院局訓令第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月二十二日

大分県病院局長 田 代 英 哉

別表第一の十九の項の次長の欄第二十号及び別表第二の二の表の九の項の課長の欄第八号中「特例政令第十一条」を「特例政令第十二条」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年五月一日から施行する。

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、宇佐土地改良区（宇佐市）から、就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十八年四月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（就任役員）

役 名	氏 名	住 所

理事 濱田照喜 宇佐市大字大根川三五番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、駅館川土地改良区連合（宇佐市）から、就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。  
平成二十八年四月二十二日

大分県知事 広瀬勝貞  
（就任役員）

役名	氏名	住 所
理事	田口良一	宇佐市大字北宇佐二〇四一番地

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。  
平成二十八年四月二十二日

大分県知事 広瀬勝貞

一 調達をする物品等の種類  
グループウェアシステム用サーバ等

二 競争入札の参加者の資格  
1 競争入札に参加することができない場合  
(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百十八号。以下「告示」という。）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

(三) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(四) 県税を滞納している場合

(五) 営業年数が一年未満である場合

(六) 経営者等（法人にあっては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあってはその

者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場合

(七) 暴力団関係企業等（暴力団又は暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる企業又は団体をいう。以下同じ。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

イ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

ロ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

ハ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇一八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

平成二十八年四月二十二日から平成二十八年五月二十日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

<p>1 有効期間 入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から平成二十八年九月三十日までとする。</p> <p>2 更新手続 平成二十八年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。</p> <p>五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法 1 申請書の交付場所 三の2に同じ 2 インターネットによる入手 大分県ホームページ <a href="http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/nyusatsu2015.html">http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/nyusatsu2015.html</a></p> <p>六 競争入札参加資格の取消し等 1 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。</p> <p>(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合 (二) 告示第二条各号に掲げる事由に該当すると判明した場合 (三) 告示第四条第二項及び第六条第二項に規定する申請において、申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合 (四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕され、若しくは起訴され、又は暴力団関係者若しくは暴力団関係企業等に対して金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合 2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたものは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 平成28年 4月22日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>1 競争入札に付する事項 (1) 入札件名 グループウェアシステム用サーバ等の賃貸借契約 (2) 借入期間</p>	<p>平成28年11月1日から平成33年10月31日まで（60箇月） （地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）</p> <p>(3) 納入場所 大分県警察本部警務部情報管理課</p> <p>2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項 (1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者 (2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、経営に実質的に関与していないこと。 ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。） ウ 暴力団員が役員となっている事業者 エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者 オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者 カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者 キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会連念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者 ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用して ク 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を平成28年6月1日（水）午後5時45分までに大分県警察本部警務部情報管理課企画・指導係に提出し、審査を受け、承認を受けた者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所 (1) 申請の時期 平成28年4月22日から同年5月20日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。 なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p>
---	---

<p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県警察本部警務部情報管理課企画・指導係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131</p> <p>(2) 日時 平成28年4月22日から同年6月1日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時45分まで</p> <p>5 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度・管財係</p> <p>(2) 提出期限 平成28年6月3日（金）午前9時30分。ただし、郵送の場合は、同月2日（木）午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎本館7階 本館71会議室</p> <p>(2) 日時 平成28年6月3日（金）午前9時30分</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は、直ちにその場で行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上におこなって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項</p> <p>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に</p>	<p>掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項</p> <p>設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 上記6の(1)に同じ</p> <p>(2) 交付日時 上記4の(2)に同じ</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部会計課用度・管財係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2255</p> <p>15 特約事項</p> <p>この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があつた場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>16 その他</p> <p>(1) 上記2の(2)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>(2) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>(3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受け</p>
---	--

る。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be rented  
One set of servers for the groupware system
- (2) Time limit for tender  
9 : 30 a.m. 3 June 2016
- (3) Office

Information Administration Division, Oita Prefectural Police  
3 - 1 - 1 Ohte-machi, Oita city 870 - 8502  
Tel 097 - 536 - 2131



次のとおり落札者等について公示する。

平成二十八年四月二十二日

大分県企業局長 日 高 雅 近

一 落札に係る物品等の種類及び数量

薬品（ポリ塩化アルミニウム（PAC））（年間単価契約）

規格 JIS K一四七五

予定購入数量 約二千二百トン

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県企業局

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

平成二十八年四月四日

四 落札者の氏名及び住所

野瀬産業株式会社 大分支店 支店長 加藤 真一

杵築市守江塩屋原二千九百六十二番五号

五 落札金額

一トンあたり一万五千二百十七円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

平成二十八年三月十五日